

令和3年1月28日公表

# 新型コロナウイルス感染症の影響による青森県内の動き

# 解雇等の見込み、雇い止め等に関わる相談状況

本情報は、労働局及びハローワークに寄せられた相談・報告を元に把握した数字であり、網羅的なものではなく、雇用への影響に関する予兆を把握するために収集した情報であるため、解雇等を確定できる情報ではない。

| (数値は調査開始時(令和2年1月31日)からの累計) | 12月18日(金) | 1月22日(金) |
|----------------------------|-----------|----------|
| 雇用調整の可能性がある事業所数(※1)        | 1,629     | 1,666    |
| 解雇等見込み労働者数(※2)             | 1,430     | 1,441    |
| うち非正規労働者数                  | 552       | 552      |

※1 「雇用調整の可能性がある事業所」とは、事業所がハローワークに対して相談した時点において、雇用調整の可能性がある旨を把握したものを計上している。

※2 「解雇等見込み」は、ハローワークに対して相談のあった事業所等において解雇・雇い止め等の予定がある労働者で、一部既に解雇・雇い止めされたものも含まれている。

※雇用調整の可能性がある増加事業所数の内訳

飲食業：7事業所、建設業：7事業所、卸売・小売業：5事業所、製造業：4事業所、運輸業：2事業所、サービス業：2事業所、洗濯業：2事業所、道路旅客運送業：1事業所、宿泊業：1事業所、医療・福祉：1事業所、不動産業：1事業所、漁業：1事業所、理容業：1事業所、不明：2事業所

## 解雇等見込みがある事業所の産業別の状況

| 1月22日現在<br>(下段は12月18日<br>時点の数値) |         | 宿泊業          | 飲食業          | 製造業          | 建設業        | 卸売・<br>小売業 | 道路旅客<br>運送業 | その他          | 計                |
|---------------------------------|---------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|-------------|--------------|------------------|
| 事業所数                            |         | 14<br>(14)   | 9<br>(9)     | 14<br>(14)   | 5<br>(4)   | 6<br>(6)   | 3<br>(3)    | 18<br>(17)   | 69<br>(67)       |
| 解雇等見込み労働者数<br>(人)(※2)           |         | 295<br>(295) | 119<br>(119) | 696<br>(696) | 30<br>(23) | 28<br>(28) | 41<br>(41)  | 232<br>(228) | 1,441<br>(1,430) |
| 12月18日<br>時点との差                 | 事業所数    | 0            | 0            | 0            | 1          | 0          | 0           | 1            | 2                |
|                                 | 解雇等見込者数 | 0            | 0            | 0            | 7          | 0          | 0           | 4            | 11               |

※その他の内訳

娯楽業：4事業所51人、サービス業：4事業所20人、医療福祉事業：3事業所31人【1事業所4人増加】、公衆浴場1事業所59人、清掃業：1事業所5人、不動産業：1事業所5人、農業：1事業所5人、物品賃貸業：1事業所11人、運輸業1事業所40人、不明：1事業所5人(下線部は12月18日からの増加業種)

# 大量離職事案への対応

## 1 (株) タムロン生産本部離職者への対応

### ① 緊急雇用対策本部会議の開催 (令和2年12月25日開催)

(株) タムロン生産本部離職者に対する再就職支援策として、求職ニーズに応じて、求人説明会・ミニ説明会等を実施していくことを、関係機関との間で確認を行った。

- ・ 2月9日：企業説明会（青森県）、2月24日：製造業会社説明会・面接会（青森労働局・弘前所・弘前市）

### ② 求職申込み状況 (令和2年12月24日現在)

求職申込者183人（離職者のうち弘前・黒石所管内分）のうち、性別（男性：86人、女性：97人）、フルタイム希望の有無（フルタイム希望：153人、パートタイム希望：30人）であった。

※緊要度の状況（離職前アンケートより：196人分）：1ヶ月以内：23人（11.7%）、4月を目途：69人（35.2%）、半年程度：55人（28.1%）、じっくり探したい：49人（25.0%）

### ③ 再就職支援策

- ・ 担当者制による職業相談・職業紹介の実施
- ・ 希望職種の人確保に向けた個別求人開拓の推進及び求人情報の提供

## 2 アツギ東北 (株) 離職者への対応

### ① 再就職状況 (むつ工場)

求職申込者133人のうち、33人の再就職決定 (令和3年1月22日現在)

### ② 再就職支援策

- ・ 企業説明会への誘導（青森県開催：3月8日コロナ影響離職者等の雇用を考えている企業8社と面談し、就職に結びつける）
- ・ 求人情報提供、応募書類作成指導等による就職支援の実施

（求職条件に見合った求人情報を提供し、就職に結びつけるため重点的に支援する）

## 雇用調整助成金(特例措置)及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給実績

### 【雇用調整助成金(特例措置)】

支給申請件数及び支給決定件数は7月(申請2,080件、決定2,044件)をピークに低下している。不備の無い申請については、概ね1週間で支給決定している。8月25日からオンライン申請が再開されている。(1月22日現在463件)

### 【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】

支給申請件数及び支給決定件数は順調に推移している。不備の無い申請については、概ね1週間で支給決定している。10月9日からオンライン申請を開始している。(1月22日現在118件)

☆雇用調整助成金・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等については、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末(※)まで特例措置等が延長される予定となっている。

※緊急事態宣言が2月7日に解除された場合、3月末まで。

|                       |        | 9月     | 10月    | 11月    | 12月    | 1月<br>(22日現在) | 計       |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|---------|
| 雇用調整<br>助成金<br>(※1)   | 支給申請件数 | 1,688件 | 1,477件 | 1,285件 | 1,326件 | 891件          | 12,996件 |
|                       | 支給決定件数 | 1,790件 | 1,692件 | 1,158件 | 1,469件 | 988件          | 12,750件 |
| 休業支援金<br>・給付金<br>(※2) | 支給申請件数 | 623件   | 650件   | 335件   | 603件   | 573件          | 3,276件  |
|                       | 支給決定件数 | 370件   | 711件   | 367件   | 339件   | 501件          | 2,595件  |

※1 4月：支給申請25件・支給決定3件、5月：支給申請676件・支給決定398件、6月：支給申請1,636件・支給決定1,445件、7月：支給申請2,080件・支給決定2,044件、8月：支給申請1,912件・支給決定：1,763件

※2 7月：支給申請100件・支給決定12件、8月：支給申請：392件、支給決定：295件

# 新型コロナウイルス感染症に関する労災請求状況について

【労災請求の状況（令和3年1月22日現在）】

4件（いずれも社会保険・社会福祉・介護事業） 現在調査中  
・同僚又は利用者（陽性者）の濃厚接触者

## 1 お知らせ

業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります。

対象となるのは、

■感染経路が業務によることが明らかな場合

■感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合

（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務

（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

■医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

## 2 お願い

(1) 労働者の方々へ

業種・職種を問わずに業務により新型コロナウイルス感染症に感染したと考えられる場合には、労災請求してください。

(2) 事業場の方々へ

業務により新型コロナウイルスに感染したものと考えられる労働者に対して、労災保険制度を周知していただくとともに、労災保険への請求をお願いします。